

## 災害応急対策関係閣僚意見交換会 内閣総理大臣指示事項

南関東直下地震への対応について、予め定めておく必要がある事項が明らかになった。

厚生労働省は、発災時に迅速に救護班を派遣し、重篤患者を搬送するための計画を定めること。

消防庁及び警察庁は、発災時に迅速に広域援助隊を派遣するため、要員の指定や輸送手段を含めた具体的な計画を策定すること。

あわせて、地方公共団体に対しては、消防庁を通じて、自衛隊や広域援助隊の派遣先地における活動拠点の確保を図ること。

関係省庁及び防衛庁は協議して、医師・患者や消防・警察の部隊を搬送する際の自衛隊機の利用計画を定めること。自衛隊以外の関係機関の航空機並びに艦船の活用についても検討すること。

災害時の緊急輸送路は、各都道府県が個別に定めていることから、警察庁や国土交通省は、発災時に重点的に確保すべき輸送路について県境を越えて調整を図ること。

以上について、内閣府及び関係省庁は連携して、早急に作業を進め、防災担当大臣が中心となり取りまとめて、私に報告をしてほしい。

# 広域緊急医療体制の整備

- 問題意識

災害発生時には、被災地のみの医療体制では大量に発生する重傷患者への適切な対応が困難であることから、被災地域外から医師等の救護班を航空機で派遣するとともに、重篤患者を航空機で被災地域外の医療機関に搬送する広域医療搬送体制の整備が求められる。

- 内閣総理大臣指示事項

厚生労働省は、発災時に救護班を派遣し、重篤患者を搬送するための計画を定めること。

## < 検討状況 >

1. 広域医療搬送の対象とする患者(症状)の考え方を整理し、目標とする広域医療搬送患者数(発災から3時間以降72時間以内で約490人)を設定した。(参考 )
2. 全国の医療施設における広域搬送患者受入可能数を調査した結果、目標とする広域医療搬送患者数に対して、受入能力は概ね確保できる。(参考 )
3. 全国の国立病院・国立大学病院・日本赤十字社を対象に広域医療搬送に従事する医師等の派遣可能数を調査した結果、全国各地から約100人の医師が派遣可能であったが、地震発生直後で輸送手段に限りのある状況を踏まえると、必要な数の医師等が被災地内の広域搬送拠点に必要な時間内で到達することは困難。今回の調査対象医療機関以外の災害拠点病院等も含めて、輸送手段の制約を考慮した派遣可能医師等の確保が必要である。(参考 )

4. また、目標患者数の広域医療搬送を実行するためには、組織的な統括体制のもとで、必要な数の医師等が即時派遣され、関係機関と連携して効果的に活動する必要があり、災害発生時の緊急医療チーム（被災地内搬送拠点における中継医療及び患者搬送航空機への同乗に従事）派遣体制の構築（緊急医療チームの指揮を執る機関を定めることを含む）が必要である。

## (参考) 広域医療搬送の対象とする患者(症状)の考え方

被災地内での治療が困難であって、被災地外の医療施設において緊急に手術や処置などを行うことにより、生命・機能予後の改善が十分期待され、かつ搬送中に生命の危険の少ない病態の患者

(症状例)

- ・頭、胸、腹部等に中等度の外傷がある患者
- ・身体の一部が家屋に挟まれた等の既往がある患者(クラッシュ症候群)
- ・全身に中等度以上の熱傷がある患者

## (参考) 広域医療搬送の対象患者(症状)の許容し得る時間区分別の数

(阪神・淡路大震災モデル)

阪神・淡路大震災の傷病構造調査結果から、上記の患者(症状)に該当するものを抽出し、救命の観点から医療施設への収容完了までに許容し得る時間数の区分に応じてその患者数を計上

許容し得る時間数の区分( 1)	胸腹部外傷	頭部外傷	クラッシュ症候群	広範囲熱傷	計
3時間( 2)	5人	5人	-	-	10人
8時間	30人	10人	50人	-	90人
24時間	50人	20人	200人	10人	280人
72時間	-	-	120人	-	120人
計	85人	35人	370人	10人	500人

( 1) 発災後から受入医療施設収容完了までの許容時間

( 2) 系統的な広域医療搬送を実施することが困難な時間帯

## (参考) 南関東地域直下の地震に対する広域医療搬送目標患者数

前記 (阪神・淡路大震災モデル) の患者数に、死者数比〔(H15年総合防災訓練で使用した南関東地域直下の地震の想定死者数) / (阪神・淡路大震災死者数) 〕を乗じて算定。ただし、3時間以内に搬送完了必要な患者は対象外とする。

発災から8時間以内に搬送完了必要な患者	約 90人
発災から8時間以降 24時間以内に搬送完了必要な患者	約 280人
発災から24時間以降 72時間以内に搬送完了必要な患者	約 120人
計	約 490人

## (参考) 広域搬送患者受入可能数の調査結果

全国の災害拠点病院、救急救命センター、大学病院救急部における同時受け入れ可能数 (全国計)

・クラッシュ症候群患者の場合	約 850人
・一般重症外傷患者の場合	約 270人
・広範囲熱傷患者の場合	約 340人

## (参考) 広域医療搬送に従事する医師の派遣可能数の調査結果

全国の国立病院・国立大学病院・日本赤十字社を対象に、以下の前提条件における医師等派遣可能数を調査

勤務時間中に発災した場合で、発災後 2時間以内に最寄の空港・基地に集合  
・医療機器等は携行しない  
・業務の内容は、患者搬送航空機への同乗と被災地内搬送拠点における中継医療(応急処置とトリアージ)

全国の約 40箇所の空港・基地ごとに、周辺の医療機関の状況等を勘案し、上記の条件で派遣可能な医師の数を調査したところ、1箇所あたり1~8人(平均約 2人)合計で約 100人の医師が派遣可能とされた。

一方前述(参考)の、目標患者数の広域医療搬送を実行するためには、発災後概ね 4時間以内に約 100人の医師が被災地内搬送拠点に到達することが必要と考えられるが、下表のとおり、全国各地に派遣可能医師が分散しているため、地震発生直後で輸送手段に限りのある状況を踏まえると、被災地内の広域搬送拠点に必要な時間内で現実に派遣できる医師数は 20人程度と考えられる。

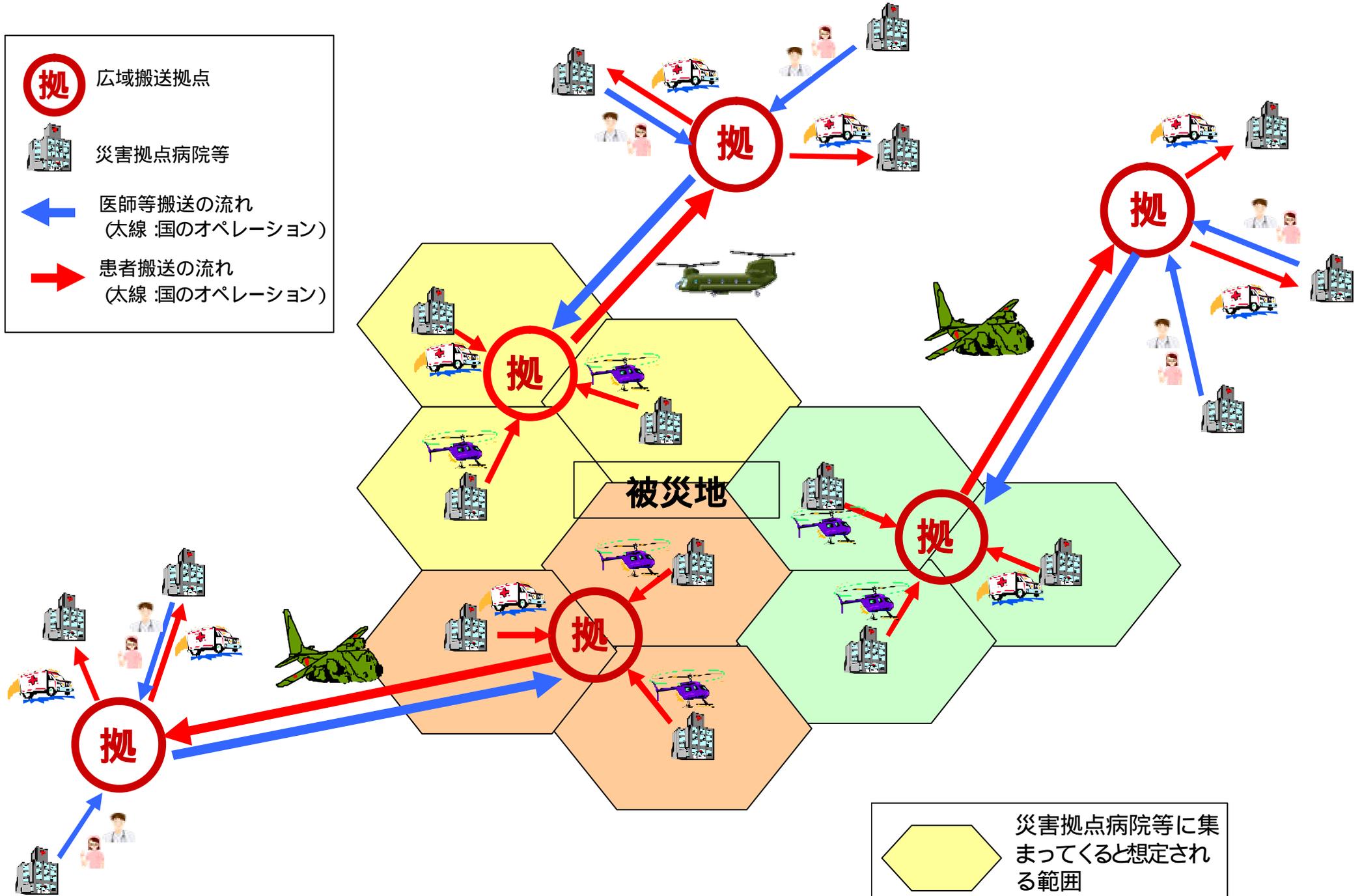
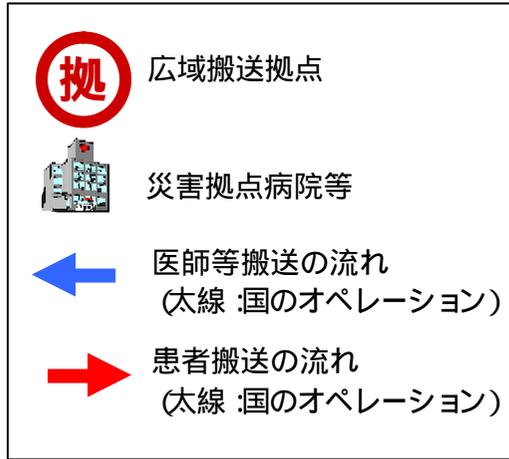
都道府県	施設名	所在市町村	種別			広域医療搬送に従事する医師の派遣可能数(発災後2時間までに参集拠点に参集可能)		
			国立	国立大学	日赤	病院別(人)	参集拠点(候補地)	拠点計(人)
北海道	北海道大学病院	札幌市				1	札幌飛行場(札幌市東区丘珠町)	2
北海道	独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター	札幌市				1		
北海道	旭川医科大学医学部附属病院	旭川市				1	旭川空港(上川郡東神楽町)	2
北海道	旭川赤十字病院	旭川市				1		
北海道	北見赤十字病院	北見市				1	女満別空港(網走郡女満別町)	1
青森県	弘前大学医学部附属病院	弘前市				2	青森空港(青森市)	2
岩手県	盛岡赤十字病院	盛岡市				1	花巻空港(岩手県花巻市葛)	1
宮城県	東北大学病院	仙台市				4	仙台空港(宮城県岩沼市・名取市)	5
宮城県	仙台赤十字病院	仙台市				1		
宮城県	石巻赤十字病院	石巻市				1	松島飛行場(宮城県矢本町矢本)	1
秋田県	秋田大学医学部附属病院	秋田市				1	秋田空港(秋田県河辺郡雄和町)	2
秋田県	秋田赤十字病院	秋田市				1		
山形県	山形大学医学部附属病院	山形市				2	山形空港(山形県東根市羽入)	2
福島県	福島赤十字病院	福島市				1	福島空港(福島県須賀川市・石川郡玉川村)	1
茨城県	筑波大学附属病院	つくば市				1	霞ヶ浦飛行場(茨城県土浦市・阿見町上郷)	2
茨城県	独立行政法人国立病院機構 水戸医療センター	水戸市				1		
栃木県	独立行政法人国立病院機構 栃木病院	宇都宮市				1	宇都宮飛行場(栃木県宇都宮市上横田町)	1
群馬県	群馬大学医学部附属病院	前橋市				1	相馬原飛行場(群馬県榛東村大字新井)	3
群馬県	独立行政法人国立病院機構 高崎病院	高崎市				1		
群馬県	独立行政法人国立病院機構 沼田病院	沼田市				1		

都道府県	施設名	所在市町村	種別			広域医療搬送に従事する医師の派遣可能数 (発災後 2時間までに参集拠点に参集可能)		
			国立	国立大学	日赤	病院別 (人)	参集拠点 (候補地)	拠点計 (人)
富山県	富山医科薬科大学附属病院	富山市				1	富山空港 (富山市別名)	2
富山県	富山赤十字病院	富山市				1		
石川県	独立行政法人国立病院機構 金沢医療センター	金沢市				1	小松飛行場 (石川県小松市拓栄町)	2
石川県	金沢赤十字病院	金沢市				1		
福井県	福井大学医学部附属病院	吉田郡松岡町				1	福井空港 (福井県坂井郡春江町江留中)	3
福井県	福井赤十字病院	福井市				2		
山梨県	山梨大学医学部附属病院	中巨摩郡玉穂町				1	小瀬スポーツ公園 (甲府市)	1
長野県	信州大学医学部附属病院	松本市				2	松本空港 (松本市大字今井)	4
長野県	諏訪赤十字病院	諏訪市				1		
長野県	豊科赤十字病院	南安曇郡豊科町				1		
静岡県	浜松医科大学医学部附属病院	浜松市				3	浜松飛行場 (浜松市西山町)	3
岐阜県	岐阜大学医学部附属病院	岐阜市				2	岐阜飛行場 (岐阜県各務原市那加官有地)	3
岐阜県	岐阜赤十字病院	岐阜市				1		
愛知県	名古屋大学医学部附属病院	名古屋市				1	名古屋空港 (西春日井郡豊山町大字豊場)	5
愛知県	独立行政法人国立病院機構 名古屋医療センター	名古屋市				1		
愛知県	名古屋第一赤十字病院	名古屋市				2		
愛知県	名古屋第二赤十字病院	名古屋市				1		

都道府県	施設名	所在市町村	種別			広域医療搬送に従事する医師の派遣可能数 (発災後 2時間までに参集拠点に参集可能)		
			国立	国立 大学	日赤	病院別 (人)	参集拠点 (候補地)	拠点計 (人)
滋賀県	滋賀医科大学医学部附属病院	大津市				2	大阪国際 (伊丹) 空港 (大阪府豊中市蛭池西町 3丁目)	8
京都府	京都大学医学部附属病院	京都市				1		
京都府	独立行政法人国立病院機構 京都医療センター	京都市				1		
大阪府	大阪大学医学部附属病院	吹田市				1		
大阪府	独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター	大阪市				1		
兵庫県	神戸赤十字病院	神戸市				2		
和歌山県	日本赤十字社和歌山医療センター	和歌山市				1	関西国際空港 (大阪府泉南郡田尻町泉州空港中)	1
鳥取県	鳥取大学医学部附属病院	米子市				1	美保飛行場 (鳥取県境港市小篠津町)	1
鳥取県	鳥取赤十字病院	鳥取市				1	鳥取空港 (鳥取市賀露町)	1
島根県	島根大学医学部附属病院	出雲市				1	出雲空港 (島根県簸川郡斐川町大字荘原町)	2
島根県	松江赤十字病院	松江市				1		
島根県	益田赤十字病院	益田市				2	石見空港 (島根県益田市市原町)	2
岡山県	岡山大学医学部 歯学部附属病院	岡山市				3	岡山空港 (岡山市日心町)	5
岡山県	岡山赤十字病院	岡山市				2		
広島県	三原赤十字病院	三原市				1	広島空港 (広島県豊田郡本郷町大字善入寺)	1
広島県	広島大学病院	広島市				1	広島西飛行場 (広島市西区観音新町 4丁目)	4
広島県	独立行政法人国立病院機構 呉医療センター	呉市				1		
広島県	広島赤十字 原爆病院	広島市				1		
山口県	独立行政法人国立病院機構 岩国医療センター	岩国市				1		
山口県	山口大学医学部附属病院	宇部市				2	山口宇部空港 (山口県宇部市大字沖宇部)	3
山口県	山口赤十字病院	山口市				1		

都道府県	施設名	所在市町村	種別			広域医療搬送に従事する医師の派遣可能数(発災後2時間までに参集拠点に参集可能)		
			国立	国立大学	日赤	病院別(人)	参集拠点(候補地)	拠点計(人)
香川 県	香川大学医学部附属病院	木田郡三木町				1	高松空港(香川県香川郡香南町大字由佐)	2
香川 県	高松赤十字病院	高松市				1		
徳島 県	徳島大学病院	徳島市				1	徳島空港(徳島県板野郡松茂町満穂)	3
徳島 県	徳島赤十字病院	小松島市				2		
愛媛 県	松山赤十字病院	松山市				1	松山空港(愛媛県松山市南吉田町)	1
高知 県	高知赤十字病院	高知市				1	高知空港(高知県南国市下島)	1
福岡 県	独立行政法人国立病院機構九州医療センター	福岡市				1	福岡空港(福岡市博多区大字下臼井)	2
福岡 県	福岡赤十字病院	福岡市				1		
長崎 県	独立行政法人国立病院機構長崎医療センター	大村市				1	長崎空港(長崎県大村市箕島町)	2
長崎 県	日本赤十字社長崎原爆病院	長崎市				1		
熊本 県	熊本大学医学部附属病院	熊本市				1	熊本空港(熊本県菊池郡菊陽町大字戸次)	6
熊本 県	独立行政法人国立病院機構熊本医療センター	熊本市				1		
熊本 県	熊本赤十字病院	熊本市				4		
宮崎 県	宮崎大学医学部附属病院	宮崎郡清武町				1	宮崎空港(宮崎市大字赤江)	1
鹿児島 県	鹿児島大学病院	鹿児島市				1	鹿児島空港(鹿児島県始良郡溝辺町麓)	1
沖縄 県	沖縄赤十字病院	那覇市				1	那覇空港(那覇市)	1
						96		96

# 広域医療搬送活動のイメージ図



# 消防庁・警察庁の具体的な広域応援派遣計画策定

- 問題意識

救助・救急・消火のための広域応援部隊の投入については、阪神・淡路大震災以降、緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊が組織されており、これらの広域援助隊を発災時に迅速に派遣することが重要。

- 内閣総理大臣指示事項

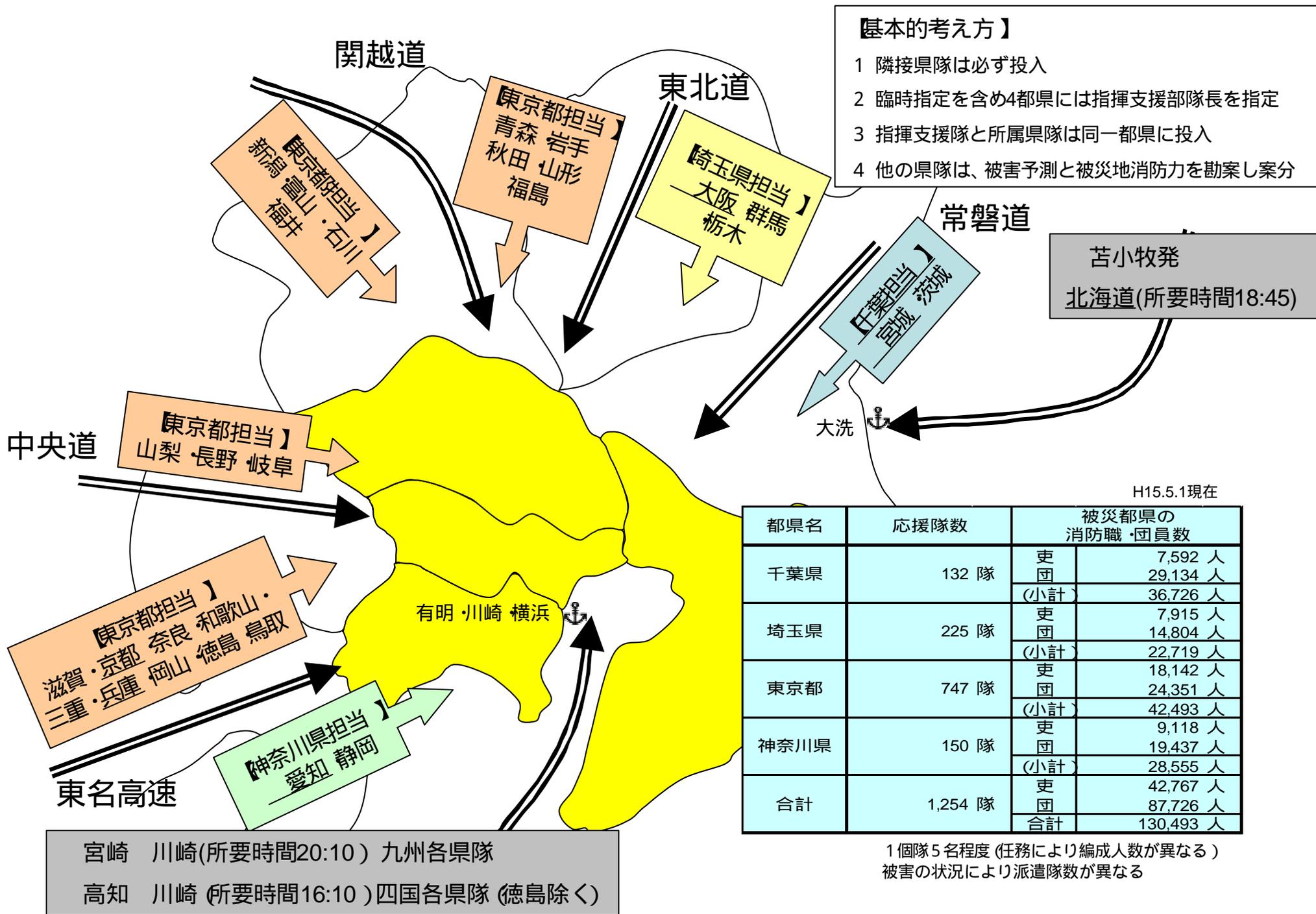
消防庁及び警察庁は、発災時に迅速に広域援助部隊を派遣するため、要員の指定や輸送手段を含めた具体的な計画を作成すること。

## 南関東直下型地震における緊急消防援助隊運用方針

---

- 1 指揮支援部隊 (ヘリコプター) による先行調査を実施する。
- 2 原則として、被害が発生している4都県 (東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県) を災害発生都県として、平常時陸路で12時間以内に参集可能な都道府県隊28府県隊については、陸路により車両とともに出動する。(最大約1,200隊)
- 3 上記以外の道県隊については、フェリー等により出動する。
- 4 救助工作車 型を配備した救助隊については、空路 (自衛隊C130型輸送機) により出動する。
- 5 航空部隊については、全国的な運用を行うこととし、ブロックごとの配備状況を考慮の上、最大で40~50機程度の運用 (全国の消防防災ヘリコプター68機、被害地域内ヘリコプター14機点検等で10機は出動不可) を行う。
  - ア 災害発生都県内のヘリコプターは、当該都県内での活動を原則とするが、被害状況等に応じて、他の都県への応援も行う。
  - イ 災害発生都県外のヘリコプターについては、ブロックごとに消防防災ヘリコプターの空白地帯を作らないように留意しつつ、出動ヘリコプターをあらかじめ定めておく。

# 南関東直下緊急消防援助隊運用 アクションプラン 【震源：東京都区部直下の場合】



1個隊5名程度(任務により編成人数が異なる)  
被害の状況により派遣隊数が異なる

## 広域緊急援助隊等（警察）の派遣計画

- 1 派遣部隊及び派遣順位  
被災地以外の道府県警察の広域緊急援助、被災地隣（近）接警察の管区機動隊及び機動隊を最優先に派遣するとともに、以後、全国の管区機動隊、機動隊及び一般部隊を被害の規模に応じて逐次増強の派遣する。
- 2 派遣先及び派遣規模（人員）  
被害甚大な東京、埼玉、千葉、神奈川各都県に合計約20,000人を派遣する。（平成15年9月1日実施の政府総合防災訓練の被害想定に基づく）
- 3 派遣部隊の指揮・任務  
派遣部隊は、被災地を管轄する都県警察の警視総監又は警察本部長の指揮の下に所要の災害警備活動に当たる。
- 4 派遣部隊の活動要領  
派遣部隊はあらかじめ定められた進出拠点又は派遣先都県警察が指定する場所に集結後、活動拠点到転進し、同所を拠点として所要の任務に当たる。
- 5 派遣部隊の輸送手段  
北海道及び九州管区内の派遣部隊は、海上輸送とし、その他の派遣部隊は、原則として陸上輸送とする。その他、特に航空輸送の必要が生じた部隊は、警察へりの他、関係機関との調整の下、別途自衛隊又は民間の航空機を利用する。

# 部 隊 の 派 遣 先

**派 遣 総 数**  
約 20,000 人

東京都へ 約12,000	
広 緊 隊	約1,300
管 機 隊	約800
県 機 隊	約400
一 般 部 隊	約9,500

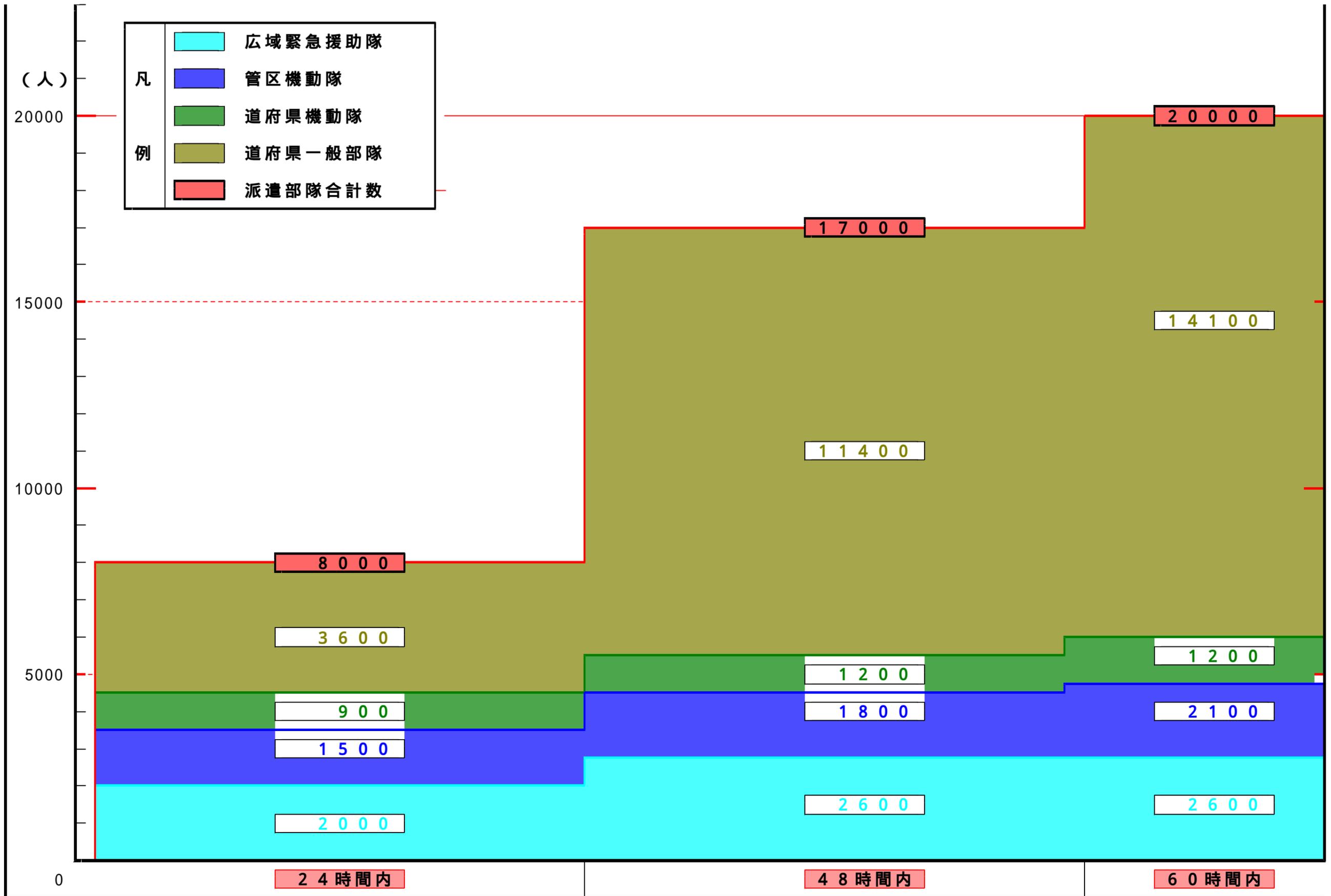
埼玉県へ 約4,900	
広 緊 隊	約700
管 機 隊	約600
県 機 隊	約800
一 般 部 隊	約2,800

千葉県へ 約2,100	
広 緊 隊	約300
管 機 隊	約300
一 般 部 隊	約1,500

神奈川県へ 約1,000	
広 緊 隊	約300
管 機 隊	約400
一 般 部 隊	約300



# 派遣人員の予測



# 広域援助部隊の活動拠点の確保

- **問題意識**

大規模震災時、速やかに警察・消防・自衛隊の広域応援部隊等が活動できるよう、地方公共団体においては、事前に活動拠点を指定し、発災時は確実に確保することが重要。

- **内閣総理大臣指示事項**

地方公共団体に対して、消防庁を通じて、自衛隊や広域援助部隊の派遣先地における活動拠点の確保を図ること。

# 1 活動拠点の選定について

## 地方公共団体との調整

- ・ 警察庁、防衛庁、消防庁の3庁から各部隊の拠点について条件を提示
- ・ 各地方公共団体から拠点候補地リストの提示・ヒアリングの実施

## 3庁間の調整

- ・ 拠点候補地の用途案の決定 各地方公共団体への提示
- ・ 共同運用のための調整

465か所

各地方公共団体との協議による拠点地の決定

地方公共団体の地域防災計画等への反映  
国・地方公共団体による訓練時の活用 等

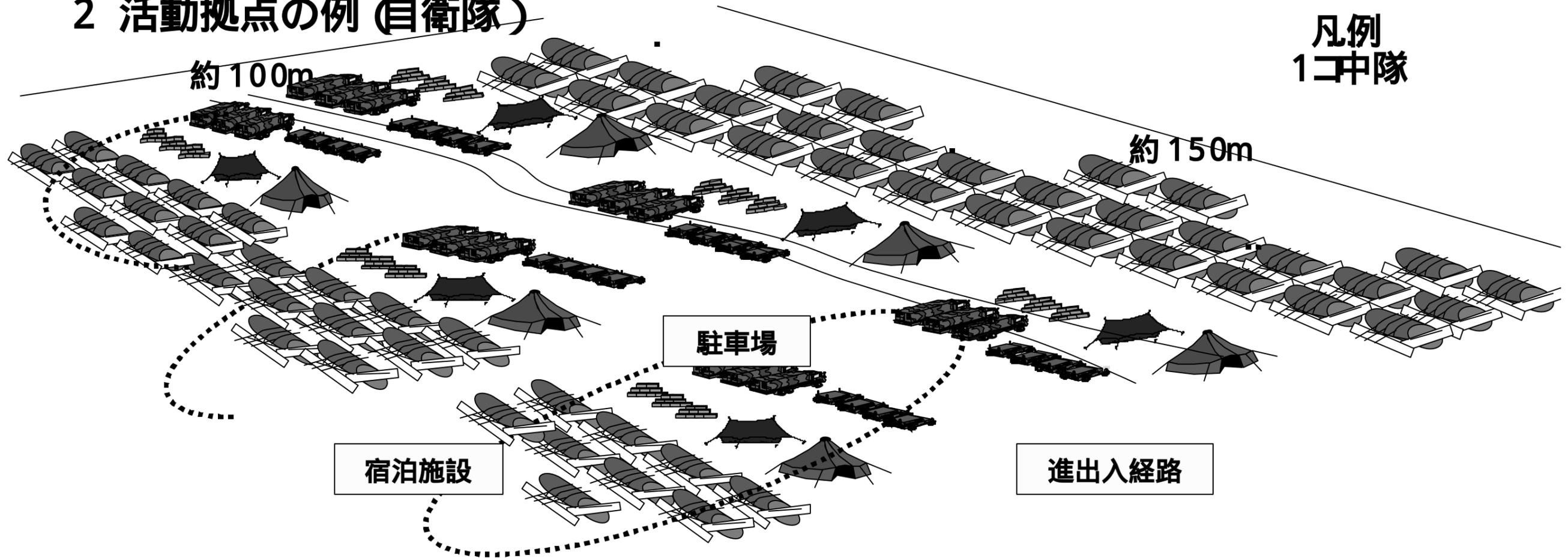
# 2 活動拠点の内訳

## 1 内訳

区分	拠点数	面積(ha)
埼玉県	166	約 1,400
千葉県	179	約 920
東京都	12	約 20
神奈川県	108	約 240
計	465	約 2,580

用途別拠点数 (延べ数)	
・警察使用拠点数	203
・消防使用拠点数	293
・自衛隊使用拠点数	176

## 2 活動拠点の例 (自衛隊)



# 自衛隊機の利用計画の策定

- 問題意識

航空機の利用は、速やかな災害応急対策を実施するにあたって、迅速な移動が可能であり、また道路状況に影響を受けない、最も有効な輸送手段である。そのため、災害時の多くの輸送需要に対応できるよう限られた航空資源を効率的に運用することが重要。

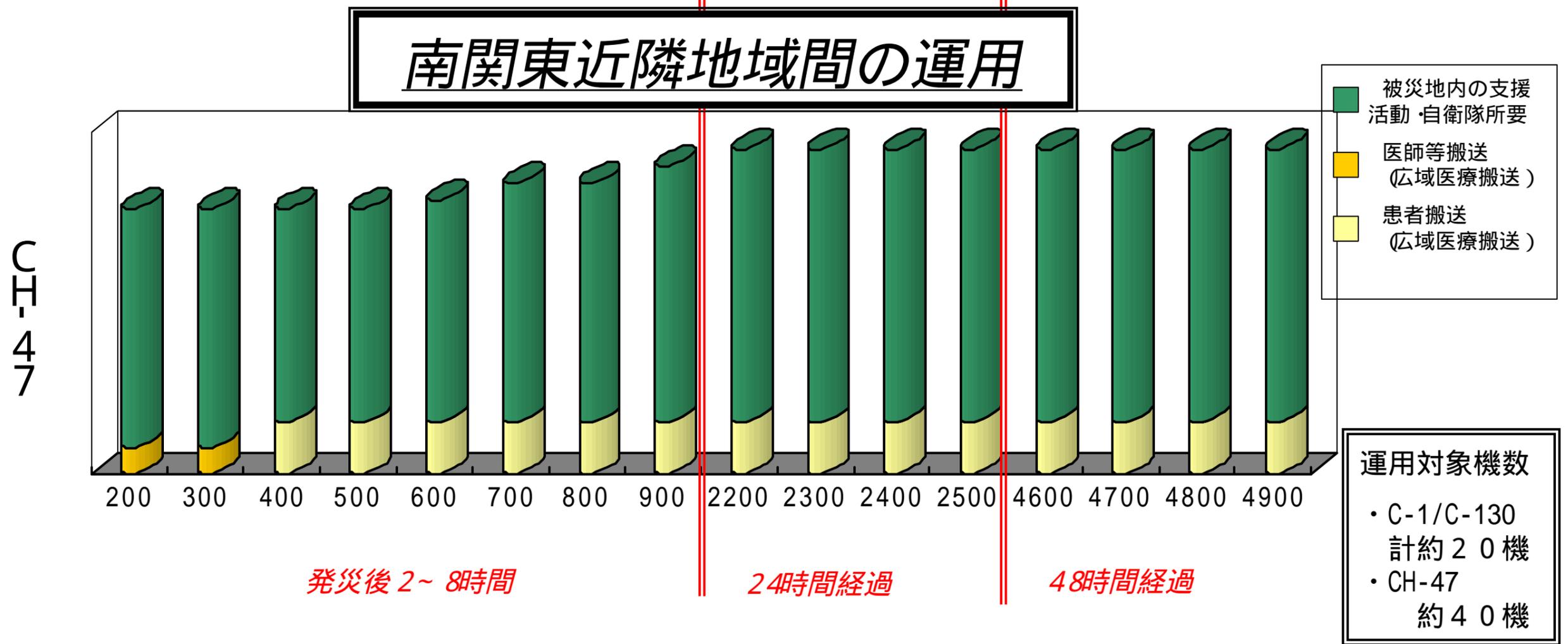
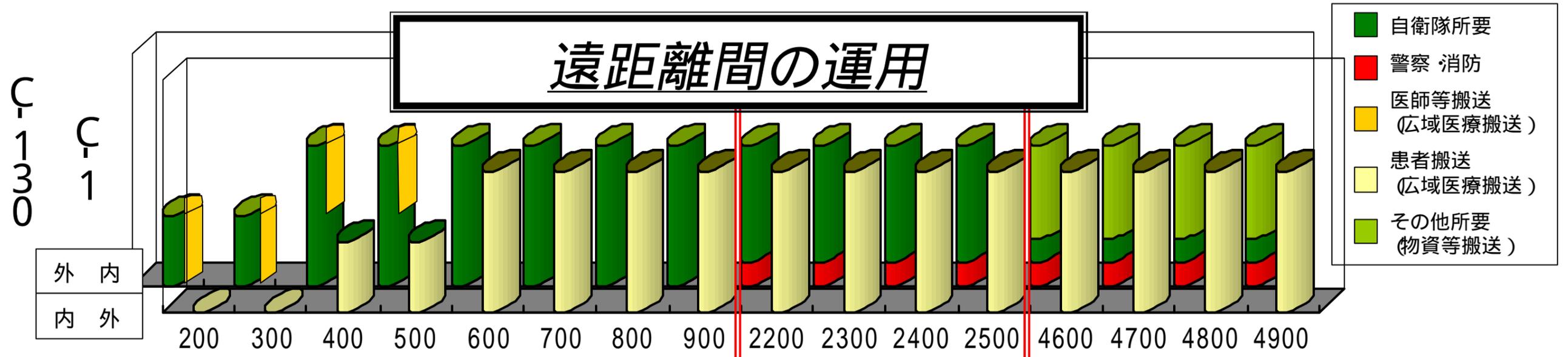
- 内閣総理大臣指示事項

関係省庁及び防衛庁は協議して、医師・患者や消防・警察の部隊を搬送する際の自衛隊機の利用計画を定めること。自衛隊機以外の関係機関の航空機並びに艦船の活用についても検討すること。

# 南関東地域直下の地震における 自衛隊輸送機利用計画の考え方

- 災害応急対策における輸送機の運用については、人命の確保が第一であり、捜索・救助活動と医療提供活動の迅速化について両立を図ることとする。
- 具体的には、捜索・救助活動を迅速に行うための自衛隊員の増強及び当該活動に用いる資機材の輸送を図りつつ、広域医療搬送（医師等の派遣、重篤患者の搬送）を行い、自衛隊、広域医療搬送双方の需要をできる限り確保することを目指す。
- そのため、  
南関東地域から遠方の地域については、航空自衛隊のC-1輸送機及びC-130輸送機を活用して、往路において自衛隊の部隊・資機材及び医師等を全国から南関東地域へ輸送するとともに、その復路において南関東地域から遠方の被災地域外にある自衛隊等の飛行場への患者の搬送を繰り返すこととする。  
南関東地域の近隣地域については、CH-47大型ヘリコプターを活用して、自衛隊所要、被災地内の支援活動、広域医療搬送を行うものとする。
- なお、警察、消防の部隊派遣については、基本的に、約24時間以降需要に応じることとし、自衛隊機で対応できない場合には、民間航空機及びフェリーの利用を検討する。
- 今後、医師等の派遣、患者受入体制の検討をさらに進めていく中で、適時見直しを行っていくものとする。

# 自衛隊輸送機利用計画の量的推移イメージ



発災後2~8時間

24時間経過

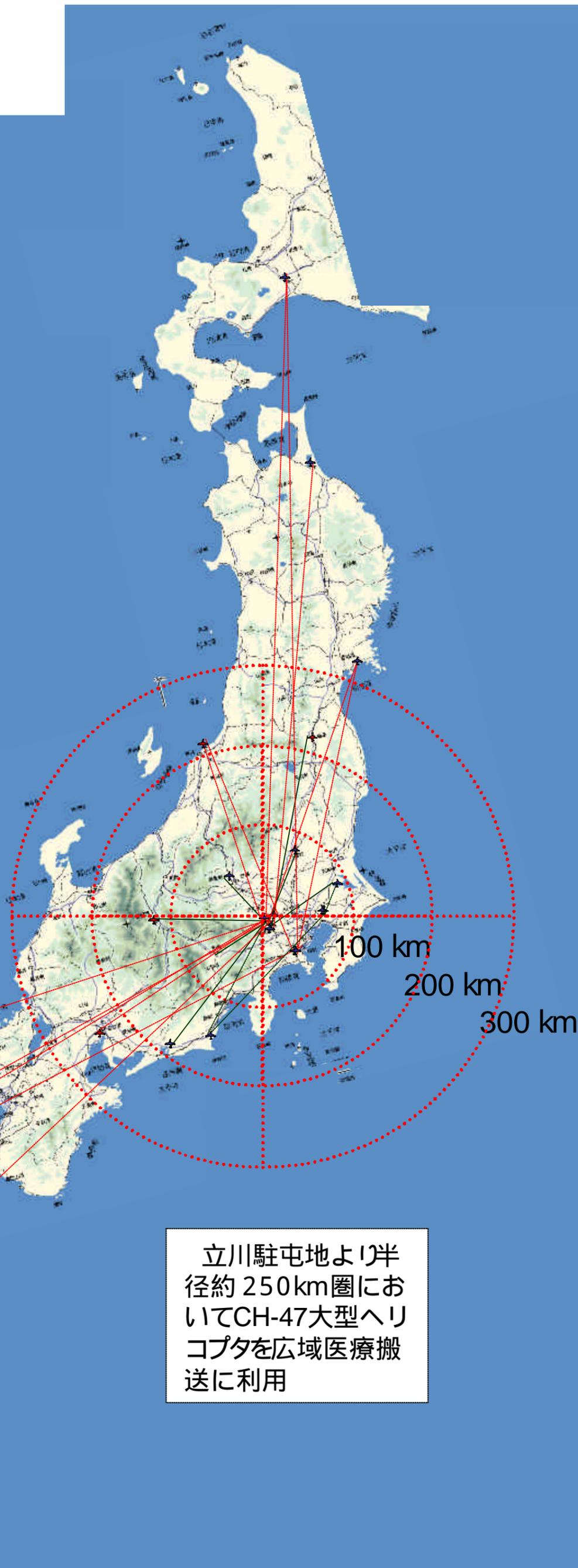
48時間経過

# 南関東地域直下の地震における 自衛隊輸送機利用計画の概要図

- C-1 C-130輸送機
- CH-47大型ヘリコプタ

C-1/C-130による輸送は  
全国の自衛隊の飛行場と  
の間で、自衛隊の部隊・資  
機材及び広域医療搬送を  
実施する。

立川駐屯地より半  
径約250km圏にお  
いてCH-47大型ヘリ  
コプタを広域医療搬  
送に利用



# 利用する自衛隊輸送機



機種	C-130輸送機
全長	29.8m
全幅	40.4m
全高	11.7m
全備重量	約70.3t
乗員	6人+最大90人
最大速度	約620km / h
航続距離	約4,000km



機種	C-1輸送機
全長	29.0m
全幅	30.6m
全高	9.99m
全備重量	約39t
乗員	5人+最大58人
巡航速度	約650km / h
航続距離	約1300 ~ 1900km



機種	CH-47輸送ヘリコプター
全長	30.18m (胴15.54m)
全幅	16.26m (胴3.78m)
全高	5.69m
全備重量	約22 t
乗員	5人+最大48 ~ 53人
巡航速度	約270km / h
航続距離	約540km

# 緊急輸送ルート計画について

- 問題意識

阪神・淡路大震災においては、大規模な交通渋滞が発生し、消防、警察、自衛隊の応援部隊の被災地域内への進出や、緊急物資の被災地域内への搬送に遅滞が生じ、迅速な災害応急対策活動の実施に支障が生じたところ。

発災後直ちに行われる各種の災害応急対策活動が迅速に行われるためには、その前提として、被災地域内へ早期に進出することが必要であることから、南関東地域直下地震や東海地震等が発生した場合における交通の確保方策について事前に検討を行っておく必要がある。

- 内閣総理大臣指示事項

災害時の緊急輸送路は、各都道府県が個別に定めていることから、警察庁や国土交通省は、発災時に重点的に確保すべき輸送路について県境を越えて調整を図ること。

# 緊急輸送ルート確保の考え方

## 【発災前】

発災時に重点的に確保すべき路線として、広域緊急援助隊（警察）、緊急消防援助隊、自衛隊の各応援部隊の事前派遣計画に基づき、被災地域内の進出拠点までの路線を、道路管理者（国土交通省等）及び都道府県警察と協議の上、**「緊急輸送ルート事前計画」**として策定（別紙1、2）。

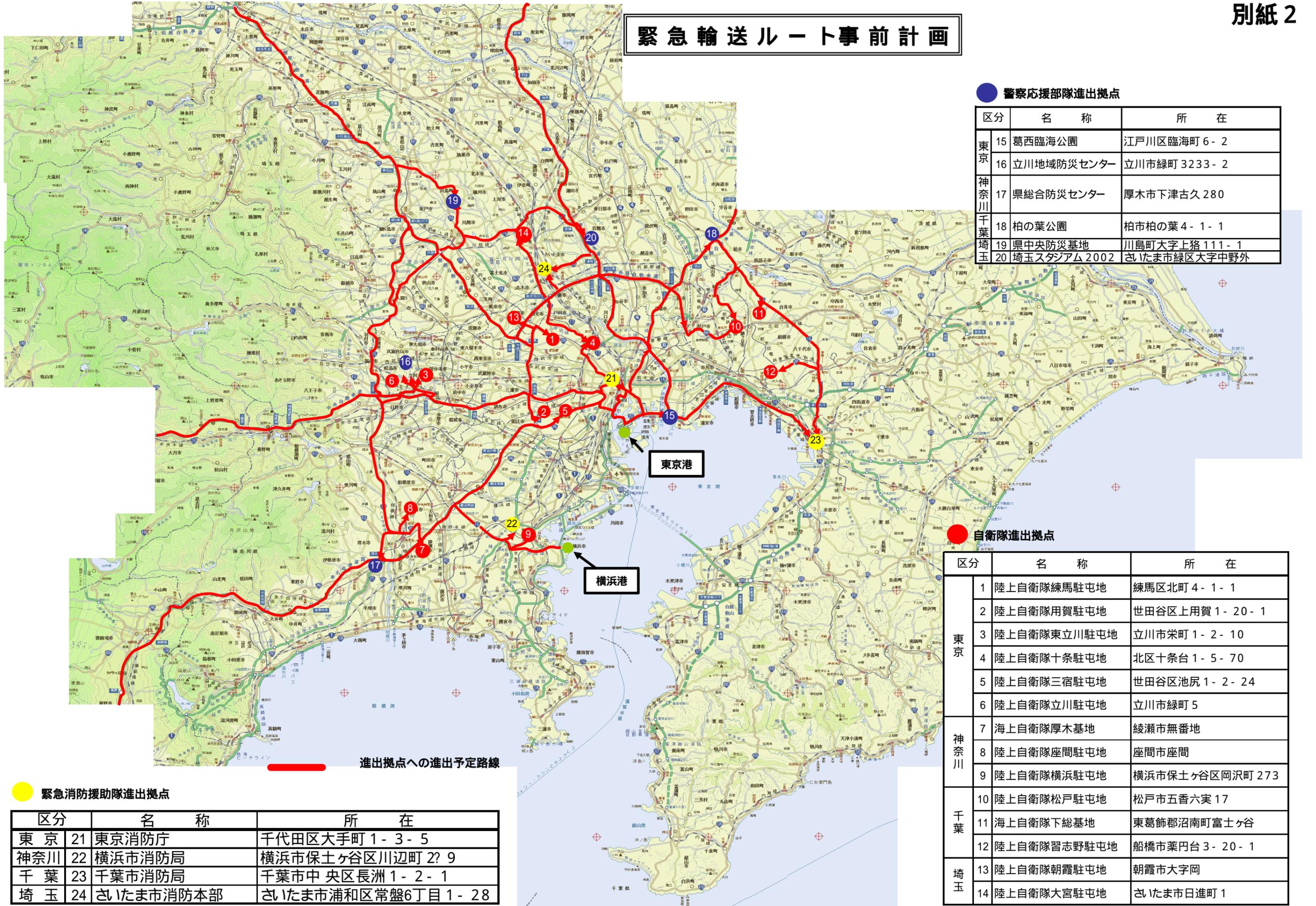
## 【発災後】

**「緊急輸送ルート事前計画」**の進出予定路線について、道路管理者及び交通管理者に対し、被災状況・渋滞状況の把握及び応急復旧による開通見込み、迂回路の設定、交通規制等を要請

これらを取りまとめ、被災状況や迂回路の設定等を盛り込んだ**「緊急輸送ルート計画」**を策定



緊急輸送ルート事前計画



警察応援部隊進出拠点

区分	名称	所在
東京	15 葛西臨海公園	江戸川区臨海町 6 - 2
	16 立川地域防災センター	立川市緑町 3233 - 2
神奈川	17 県総合防災センター	厚木市下津古久 280
千葉	18 柏の葉公園	柏市柏の葉 4 - 1 - 1
	19 県中央防災基地	川島町大字上猪 111 - 1
	20 埼玉スタジアム 2002	さいたま市緑区大字中野外

自衛隊進出拠点

区分	名称	所在
東京	1 陸上自衛隊練馬駐屯地	練馬区北町 4 - 1 - 1
	2 陸上自衛隊用賀駐屯地	世田谷区上用賀 1 - 20 - 1
	3 陸上自衛隊東立川駐屯地	立川市栄町 1 - 2 - 10
	4 陸上自衛隊十条駐屯地	北区十条台 1 - 5 - 70
	5 陸上自衛隊三宿駐屯地	世田谷区池尻 1 - 2 - 24
	6 陸上自衛隊立川駐屯地	立川市緑町 5
神奈川	7 海上自衛隊厚木基地	綾瀬市無番地
	8 陸上自衛隊座間駐屯地	座間市座間
	9 陸上自衛隊横浜駐屯地	横浜市保土ヶ谷区岡沢町 273
千葉	10 陸上自衛隊松戸駐屯地	松戸市五香六実 17
	11 海上自衛隊下総基地	東葛飾郡沼南町富士ヶ谷
埼玉	12 陸上自衛隊習志野駐屯地	船橋市薬円台 3 - 20 - 1
	13 陸上自衛隊朝霞駐屯地	朝霞市大字岡
	14 陸上自衛隊大宮駐屯地	さいたま市日進町 1

緊急消防援助隊進出拠点

区分	名称	所在
東京	21 東京消防庁	千代田区大手町 1 - 3 - 5
神奈川	22 横浜市消防局	横浜市保土ヶ谷区川辺町 2? 9
千葉	23 千葉市消防局	千葉市中央区長洲 1 - 2 - 1
埼玉	24 さいたま市消防本部	さいたま市浦和区常盤6丁目 1 - 28

進出拠点への進出予定路線

# 大震災発生時の交通対策図（第一次交通規制）



凡例	
進行禁止区域	
緊急交通路 (交通規制あり)	
交通規制のない路線	
制限地(流入・流出禁止区域)	
閉鎖区画(流入禁止区域)	
一般道路	